

令和8年度 第1回伊賀市大山田財産区管理会 会議録（概要）

日 時：令和8年7月17日（金）13:30 ～ 15:30

場 所：大山田福祉センター ふれあい広場

出席者：（管理委員）成瀬会長、川端副会長、中川保委員、竹島委員、中瀬委員、藤森委員、林委員
（管 理 人）森下清管理人代表、堀川氏、西尾氏、中森氏、辻氏、中川博氏、立川氏、
山本氏、児玉氏

- ・伊賀森林組合 前田様、遠藤様
- ・森林研究・整備機構 森林整備センター津水源林整備事務所 北村所長様 河野主幹様
（事 務 局）本城支所長、辻田地域自治振興係長

事務局	定刻となりました。ただいまから令和8年度第1回伊賀市大山田財産区管理会を開会させていただきます。管理委員さん、管理人さんには何かとお忙しいところ、本日の管理会にご出席下さいましてありがとうございます。 今年度、事務局をさせていただきます大山田支所の辻田と申します。どうぞよろしくお願い致します。それでは、お手元の事項書に基づき、進めさせていただきます。会議次第の2、会長あいさつということで成瀬会長よりお願い致します。
会長	暑い中、皆さんご苦労さまです。今年度の財産区の活動として、6月には青山高原のウインドファームというところへ視察研修いただきましたたくさんの方がご出席いただき。本当にありがとうございます。 今月に入って8日には下馬野林班への進入路及び水路の草刈り作業を、布引地区の管理人の皆さんに出役していただきました。暑い中ありがとうございました。19日には猿野小木戸林班、重瀬の草刈り作業も計画されています。酷暑が続きます。皆さんも体調管理には十分気をつけてください。管理人の皆様よりお願い致します。
事務局	ありがとうございました。続きまして会議次第の3、支所長あいさつということで、本城支所長よりお願い致します。
支所長	大山田支所長の本城と申します。よろしくお願い致します。日頃は支所業務に対しまして、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。会長さまをはじめ、委員、管理人の皆さまには財産区の管理、事業運営に大変お世話になっておりますこと、深く感謝申し上げます。本日は大変暑い中、また公私何かとご多用の中、第1回の大山田財産区管理会にご出席いただきありがとうございます。先日も暑い中の草刈り作業、大変ありがとうございました。 議事につきましては、速やかな進行についてご理解を賜りますようお願い致します。では、早速事項書のとおり進めていきますので、どうぞよろしくお願い致します。
事務局	ありがとうございました。続きまして議事に移らせていただきますが、その前に管理人の交代により、今年度から新しく西尾様が管理人となられましたので、ここでご紹介させていただきます。西尾様一言ご挨拶をお願いします。 ありがとうございました。今後とも宜しくお願いいたします。 それでは議事に移らせていただきます、議事の進行につきましては、伊賀市大山田財産区管理会条例第5条第2項により、成瀬会長にお願いさせていただきます。また、管理会条例第7条第3項により、議事は出席委員の過半数をもって決する、可否同数のときは、会長に決するところによる、とありますのでご承知下さい。

	さらに、伊賀市議会基本条例第6条第2項、地方自治法第115条第1項、伊賀市自治基本条例第7条第3項、伊賀市情報公開条例第24条第1項の規定により、本会は公開とさせていただきます。議事録を作成し、市のホームページに掲載して公開するため、議事内容を録音させていただきますのでご承諾下さい。 それでは、資料の確認をさせていただきます。(各資料の確認) それでは、議事進行につきまして、成瀬会長よろしく願いいたします。
会長	これより進行を進めたいと思います。本日の出席委員は7名全員出席であり会議は成立いたします。管理人の出席におかれましても9名の全員の管理人さんをご出席いただいております。会議次第4. の会議録署名委員の指名について、議題とさせていただきます。会議録に署名いただくお二人を私から指名してよろしいか。
委員	(異議なしの声)
会長	それでは会議録署名委員には、中川委員と林委員をお願いさせていただきます。後日、議事録を確認して署名をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。 それでは、会議次第5. の協議事項に入ります。本日の管理会には、伊賀森林組合様が「令和7年度の実施事業報告と令和8年度の事業予定」の報告のため、また会議次第6. その他「剣谷林班の分収林契約」についての説明をいただくため、森林整備センター津水源林整備事務所北村所長様、河野主幹様にもお越しいただいておりますので、順にご報告及びご説明をさせていただきます。 それでは「令和7年度の実施事業報告と令和8年度の事業予定」について伊賀森林組合様、よろしくお願いします。
伊賀森林組合	伊賀森林組合の前田と遠藤です。よろしくお願いします。 大山田管内におきましては、当伊賀森林組合は様々な事業を実施させていただいており、また多くの方々にも大変お世話になっておりますことをこの場をお借りしてお礼申し上げます。誠にありがとうございます。 それでは大山田財産区の事業につきましてご説明させていただきます。 まず、資料1と併せまして、お配りしました長期森林整備計画概要版をご覧ください。令和2年の3月に策定したもので、将来にわたって整備を進める長期的な計画となっており、下の方に整備年表がございます。緑がこれまでに整理を実施したもの、右側の赤で塗ってあるのが、これから整理していく計画となっております。昨年、令和8年度は、西教林班と高良城林班についての整備を計画に沿って事業が進めているということになります。 それでは資料1に基づきまして、大山田財産区令和7年の事業と今後の予定についてご説明させていただきます。まず1ページ目の1、令和7年度事業につきまして、西教林班の森林整備事業を実施させていただきました。直営人工林対象に18.78ha内、11.05ha、本数間伐率130%で実施させていただきました。残りの部分につきましては、令和6年度に実施しており、令和6年7年度合わせましてこの直営の人工の整備はすべて完了いたしました。1ページめくっていただきまして、裏面2ページご覧いただけますでしょうか。整備の図面、黄色で塗らせていただいたところが令和6年度間伐実施、青色のところが、令和7年度で実施させていただいたところです。以上、令和7年度事業の報告となります。 続いて、2.令和8年度事業(予定)について説明させていただきます。実施させていただく場所、高良城林班はこれまで三重県の保安林整備事業において間伐を実施し

	てまいりました。直近の間伐は平成28年年度で長期計画において、今年度の間伐を実施する計画になっています。昨年度に三重県に事業実施の要望を行い採択されたので、この令和8年度に整備を三重県が実施することとなりました。事業の概要につきましては、本数調整額で約15ヘクタール、林班全域を対象とし、本数伐採率は約40%の増となっております。 3.その他につきましては、令和8年度には整備はしないのですが、令和9年度に向けての活動となっております。対象となりますのは、森林研究・整備機構分収林整備となります。これまで布引林班の分収林は同機構さんの方で水源林造成事業において間伐の方は実施させていただいております。直近の間伐は平成28年、29年度で、長期計画において令和9年度に間伐を実施する計画となっております。次回施業に向けた調査と間伐の実施を、整備機構さんの方に要望させていただこうと思っております。 以上事業報告と、今後の予定となっております。また本年度も引き続き、作業させていただければと思っておりますので、また今後ともよろしくお願いいたします。 説明は以上となります。
会長	ありがとうございました。何かご質問やご意見等ありませんか。
委員	(質問・意見なし)
会長	質問もないようですので、協議事項(1)資料No.1の、伊賀森林組合から「令和7年度の実施事業報告と令和8年度の事業予定」の報告について、お認めいただいたということでよろしいですか。
委員	(異議なしの声)
会長	ありがとうございました。
会長	続いて、森林整備センター津水源林整備事務所北村所長様より、「剣谷林班の分収林契約」についての資料の説明をお願いします。
森林整備センター	初めまして津水源林整備事務所長をしております北村と申します。 日頃は大山田財産区様には大変お世話になりましてありがとうございます。 今回は契約担当の担当職員とともに今後の「剣谷林班の分収林契約」のあり方について、ご説明をさせていただきたく参りました。よろしくお願いいたします。 (※最初に資料の確認。) まず森林整備センターについてご存じない方もいらっしゃると思いますので、森林整備センターの内容から少しご説明させていただきます。(※パンフレットにより森林整備センターの概要等説明) 次に、水源造成事業の説明となりますので次のパンフレットをご覧くださいと思います。(※パンフレットにより水源造成事業について説明) さて、今回時間をとらせていただきましてお話させていただきたいのは、剣谷団地の今後のあり方ということで、主伐の実施に関する協議についてというお話させていただきたいと思います。この剣谷団地が昭和40年に契約をしております、契約期間は令和17年に消えてしまうという形で、残り10年を切ってまいりましたので、主伐という方法を見出し行くことを考えて行かなくてはなりません。今後主伐をして、財産区さんにこの山林を返していく時期になって参りました。今回この場ですぐ同意していただくではなく協議をさせていただいて、今後どうしていくかということをは話し合っていきたいと思っております。 それでは、1.主伐実施に関する協議についてご覧いただければと思います。

分収造林契約書というのがあり、これにいろいろな大山田財産区様との契約内容が記載されており、契約書第8条2項に、造林木の主伐の時期及び方法については植栽後35年次以降にこれを決定するというので、もうすでに60年以上でありますので、そろそろ協議をする時期となって参りました。それでは必要な手続きをまとめさせていただきました。①森林施業計画の協議と通知や②主伐実施に関する覚書を締結。例えばこの契約で70年ですが、令和17年度まで主伐が終わらない小面積分散伐採の方法ですと何年もかかる為、そういう延長が必要な場合には、分収造林変更契約をし、必要な期間だけ契約を延長させていただくということになります。必要に応じては、事業実行に関する協定書というのを結ばせていただく場合もあります。また、長期延長が必要な場合には、担保を取るため地上権をかけさせていただきます。

元に戻りまして、森林施業計画の通知ということで、主伐をどういう方法で行うかを協議したものを通知することになっています。見ていただくと、大山田財産区長期森林整備計画と当てはまらないところがありますが、ご理解いただいたうえで、主伐開始を令和14年度から、小面積分散伐採方式で行って4回に分けて主伐しようという方法です。1回目を令和14年に概ね4ha主伐をし、5年間搬出期間を持たせ、2回目を令和21年に伐採し、少し離れて飛び地みたいな形で地下を連続させないようにします。3回目は令和28年度に3ha、最終的に理由は35年4haの主伐を行い、この分収造林契約を終了させていただきたいという主伐計画です。4回が令和35年度に主伐を行い、主伐ができない時期なども含めた予備期間を設けて、令和47年度に終了させていただくということで、今契約期間は70年間ですが100年間の契約にさせていただければという提案を今回させていただきます。

他に主伐の方法として、普通伐採という約20ha弱を一気に切って終了するっていう方法。また育成複層林のような、多段の層を作っていく方法で一体半分は整備センターの費用負担で切って、収入も分収でお返しする方法もあります。契約は150年間ということになり、半分ぐらいの主伐のお金が、大山田財産区様へ還元できるっていう事業もありますが、育成複層林をやろうとすると、ワイヤーロープで木を繰り下げるのにコスト面でどうしても赤字になり、やはり作業道が必要です。道を使いながら搬出できるので道の整備が進めないと事業ができないということです。残念ながら大山田財産区様では地形的に難しくてこれ以上は道が入らない。現状では育成複層林は難しいというのが我々の見解であり、今回、小面積分散伐採という方法を提案させていただければと思います。

ここで主伐後の話ですが、お返ししたら資料の三重県の保安林制度ご覧いただければと思うのですが、保安林指定をすると多くの制限がかかり、主伐・間伐をするにも、道をつけるにも許可制になり、主伐後は、植栽の義務づけをされます。

植栽費用については、所有者さんみずからの自費や分収金で植栽いただくか、森林経営計画を立て補助金をいただいて植栽を行うということになります。主伐をして分収後2年以内に植栽をしていただくということが義務づけられています。一応罰則規定もございまして森林法という法律の中で決められています。実際、その植栽費用について、植え付けまでは可能かもしれませんが、ご存じのとおり鹿ネットがかなりの高額であり、おそらく主伐した金額では到底足らない金額になると思いますので、主伐をすると赤字になるというのが今の現状だと正直にお伝えさせていただきます。

単純に延長できないかとのご意見もあるかと思いますが、これは不可能であり主伐の

	時期を決定して延長するならする、終わりにするなら終わりにする。あと 100 年後まで延長いうことはできないということだけのご理解いただければと思っております。 では、わからないことがあればご質問していただいて、即答できなければ事務所にも持ち帰って答えを出していきたいと思っていますのでよろしくお願いしたいと思います。私からの説明は以上でございます。
会長	ありがとうございました。ご説明いただきましたが皆さんの中でいろいろと質問あると思います。せっかくの機会ですので、何かご意見ありましたらお願いします。
委員	今の説明ではなかなか理解できない。契約があと残り 10 年で終わるにあたって、返すか、延長をすれば伐採を進めていくということでしょうか。
森林整備センター	契約が切れてしまうと結局は木が残ったままになるが、主伐をしてもらう方法を今回は提案させていただいています。あと契約は 10 年、どういう方法で財産区様としては考えているのかという事と、主伐をして契約を終了にするという提案でございます。
委員	保安林にするか、また木を植えるということですか。
森林整備センター	もうすでにこの山は保安林になっていますので、契約終了によりその部分切れてしまいますので、財産区様の方で、植栽していただくという事になります。
委員	保安林の解除はできないのか。
森林整備センター	保安林を基本的に解除することは難しく、できるとすればゴルフ場や風車を建てるなどの場合です。植栽をしたくないから解除するっていうのは認められないと思います。
委員	植えるにあたっての補助金が出るのか。
森林整備センター	費用については、先ほど説明させていただきました森林経営計画を立てていただくとそれなりの補助金が出ます。あとは、分収金を充てていただくということになります。が、それだけではおそらく鹿のネット費用を払うと赤字になる事が予測できるのではということをお話させていただきました。
委員	伐採後の割合ですが、所有者が 60% で、機構 40% でよいのか。
森林整備センター	その通りです。例えば 100 万円の売り上げがあって、100 万あったら 60%、60 万お返しできるという事になっております。もともと村有林であり 10% 高めになっており、地方公共団体さんと契約すると 10% 高めに分収率がなっております。
委員	センターさんとしては、小面積分散伐採の方法で進めたいということでしょうか。
森林整備センター	残念ながらその方法しか主伐は出来ないと考えています。道が入っていけば、育成複層林の方法をご提案して、財産区様にもお金が入るという有意義な方法で 150 年間という契約を長年させていただけるのが一番であり、全国的にもそれを進めています。ただ残念ながら道がないものですから、提案した小面積分散伐採の方法で少しずつ返していくしかないと思います。普通伐採の方法は、お金も一度にかえってきますが、植栽が必要であり、森林組合さんが 2 年間で 20 ヘクタールを植えられるかは難しい。また下の住民の方に、水が濁ったりして苦情などの問題もおそらく出てくると思います。
委員	現地はすごく急な山で、なかなか歩くのも困難であり、木もそんなに良い木もないように思う。そんなに面積的に見ても、お金は高額にはならないのではと思うのですが。
森林整備センター	うちの方でも木については調査をしてデータ化をされており、ある程度主伐には耐えられる木ではあると確認しておりますが、質についてはどうか分かりません。 もしご要望であれば、例えば 1 回間伐をして 5 年後に切ることも当然協議の中ではあるかと思います。もう 1 回間伐して整えてから、主伐をして返すということもあり

	ます。確認ですが、これ以上この山に作業道は入りませんか。
委員	おそらく入れないと思います。
森林整備センター	道があれば育成複層林の方法があり、1 回半分の主伐のお金が返るというやり方もできますし、間伐と合わせ収益としてお返しする可能性が高くなります。今まで通り費用負担は財産区様からは頂かないですが、ただ道がないだけに主伐して 100 年間で契約を了させていただきたいのが実情です。
委員	もう 1 回現場に行ってもらって、道が入れるか確認していただきたい。
森林整備センター	それは森林組合さんをお願いすることになりますが、一律の道については、基本的にはその道を入れるとしたら費用負担します。道が入るってということがわかれば、育成複層林の方式もご提案できるのではないかと思います。 それでは、本日ご提案させていただきました内容について、また財産区様の方で今後どういう方針で進めるかをじっくりと話し合っていていただいて、また教えていただければと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。
会長	ありがとうございました。すぐにお返事を出せる話ではないので、大山田財産区として十分に話し合いをし、今後の進め方については改めてご回答をさせていただきたいと思います。 ほかに質問もないようですので、ここで森林整備センター津水源林整備事務所様・伊賀森林組合様にはご退席いただきます。本日はお忙しいところ、ありがとうございました。※森林整備センター津水源林整備事務所様・伊賀森林組合（退席）
会長	それでは次に協議事項（２）令和 7 年度大山田財産区特別会計歳入歳出決算（案）について、事務局の説明をお願いします。
事務局	令和 7 年度大山田財産区の決算については、9 月の市議会に上程の予定であり、本日の管理会では（案）としてご説明させていただきますので、宜しく申し上げます。 A 3 横長の資料 No.2 をご覧下さい。歳入から申し上げます。 第 1 款 財産収入 第 1 項 財産運用収入 第 1 目 財産貸付収入は、予算現額 1 千 238 万 6,000 円に対し、決算額は 1 千 238 万 6,596 円です。内訳は、(株)青山高原ウインドファーム、NTT 西日本、中部電力パワーグリッドからの土地貸付料です。 第 2 目 利子及び配当金は、予算現額 38 万 6,000 円に対し、決算額は 38 万 7,883 円です。こちらは預金利息、基金利子です。令和 6 年から財産区基金 1 億円を 5 年間の地方債にて運用を開始し、その利子となっています。 次に、第 2 款 繰越金 第 1 項 繰越金 第 1 目 繰越金は、予算現額 97 万 6,000 円、決算額は、97 万 6,955 円です。こちらは前年度の繰越金です。 歳入合計は、予算現額 1 千 374 万 8,000 円に対して、決算額は 1 千 375 万 1,434 円です。歳出に移らせていただきます。次の 2 ページをご覧ください。 第 1 款 総務費 第 1 項 総務管理費 第 1 目 一般管理費は、予算現額が 846 万 7,000 円、補正後予算額が 946 万 5,000 円に対し、決算額は 938 万 2,545 円で、執行率は 99.13%です。主な内訳は、管理会委員報酬費が 23 万円、管理人報償費が 9 万 1,200 円、大山田財産区基金積立金が 874 万 2,000 円、その他、林道維持管理負担金については 7 地区に 28 万 5,945 円を支出しています。 次に、第 2 款 財産費 第 1 項 財産管理費 第 1 目 財産管理費は、予算現額 83 万 7,000 円、補正後予算額が 63 万 1,000 円に対し、決算額は 31 万 7,664 円で、執行率は 50.34%です。主な内訳は、森林保険料 11 万 7,486 円、燃料費や公用車

	法定点検費などとなっています。 続いて3ページをご覧ください。第2項 財産造成費 第1目 財産区有林造成費は、予算現額422万9,000円、補正後予算額が365万2,000円に対し、決算額は356万9,525円で、執行率は97.74%です。主な内訳は、管理人作業報酬費や作業用消耗品費、財産区広報印刷製本費となっています。 なお、委託料 その他委託料につきましては、財産区有林整備業務委託（西教林班：10.05ha）の間伐作業費として、308万円を支出しております。 第3款 公債費と第4款 予備費の支出については、ございませんでした。 歳出合計は、予算現額1千374万8,000円に対し、支出済額は1千326万9,734円で、執行率は96.52%となっています。 歳入決算額1千375万1,434円から 歳出決算額1千326万9,734円を差引した残額48万1,700円を令和8年度に繰越する見込みとしております。 以上で、令和7年度大山田財産区の歳入歳出決算（案）の説明を終わります。
会長	ただいま事務局から令和7年度の決算（案）について説明をいただきましたが、ご質問やご意見などありませんか。
委員	（質問・意見なし）
会長	ないようでしたら、協議事項（2）の令和7年度大山田財産区特別会計歳入歳出決算（案）をお認めいただいたということでよろしいですか。
委員	（異議なしの声）
会長	その他、何かございませんか。ないようでしたら、議事を終了させていただきます。事務局にお返しします。
事務局	成瀬会長、議事進行ありがとうございました。 それでは事務局より、皆様にお諮りさせていただきたい案件が2件ございます。 1件目は、『高良城（コオロギ）林班』の間伐作業についてです。別紙資料（1）をご覧ください。R8年度事業として予定していましたが『大山田財産区有林 高良城林班の本数調整伐（間伐）作業』ですが、先ほどの伊賀森林組合様からも説明がありました通り、三重県の「R8年度保安林整備事業」での実施が正式に決定いたしました。そのことを受けて、R7年度の第3回管理会時にも、今年度予算計上してある『高良城林班』の間伐作業にかかる整備費用等については全額県の負担となるためその予算を、新たに「剣谷林班林道整備事業」として組み換えてはどうかと相談をさせていただきました。しかしながら、伊賀森林組合様に依頼し、剣谷林班の林道の通行状況等の現場調査していただいたところ、現在林道の終点まで大きな整備を要するような該当箇所ではなく、車両についても十分に通行可能であるとの報告をいただきました。そのことにより、今年度に予算を組み替えてまで剣谷林班の林道整備を行う必要性がないと思われるため事業の組み替えはせず、今後、大雨・台風等により大山田財産区有林の林班内で緊急性を伴う林道整備等が無ければ、今年度は整備事業を実施せず、今後予算は年度末に繰越処理を行うことにしたいと考えています。説明は以上となります。何かご質問・ご意見ございませんでしょうか。
委員・管理人	ご質問・ご意見なし
事務局	なければこの説明させていただきました方向で進めさせていただきます。 続きまして、2件目は、『布引の森進入路修繕工事』についてです。別紙資料（2）をご覧ください。当初の予算計上時には、布引の森進入路の修繕工事について現場状

	況を確認したうえで見積もりを依頼し予算計上いたしました。しかし、最近の大雨や台風の影響でさらに被害が拡大しており、当初想定していた工事内容のままでは実態に合わないため、あらためて現場確認を行い、施工業者へ再見積もりを依頼したところ、被害箇所の増加により施工範囲や数量が増えたことに加え、現場の条件などが影響し、当初の予算額より増額しました。被害が拡大しており、現時点で車両等も通行も出来ない為、緊急性が高い状況だと考えています。そのため、工事費はかなりの増額にはなりますが、現場の安全確保と被害拡大の防止を優先し、早急に工事を進めたいと考えています。そこで提案ではございますが、増額の予算確保につきましては、先ほどお話をさせていただきました『高良城（コオロギ）林班』の間伐作業の森林整備業務委託費から、必要な範囲で予算を振り替えることで、今回の増額分に充当し、今年度中に工事を進めていきたいと考えています。説明は以上となります。何かご質問・ご意見ございませんでしょうか。
委員・管理人	ご質問・ご意見なし
事務局	なければ説明させていただきました通り、こちらの工事を進めさせていただきと思います。ありがとうございました。 それでは、他に何かございませんでしょうか。
会長	私の方からちょっと皆さんにご相談を申し上げたいのは、実は先般 3 月に 3 自治協の会長様と面談をしまして、財産区から地域住民の福祉厚生や事業等に財産区から寄与等の協力できるのではないかとということを提案させていただきました。その際はあまり具体的な案もなく終わったのですけども。ただ、我々も財産区がどのような役割等をしているかなど住民の方々に知れてないということで、ちょっとでも知っていただき地域住民と近づけるようなご寄附できたらということで、皆さんに今回ご相談をさせていただきました。寄与の内容につきましても、金額をいくらにするとか何をするという具体的ことはまだ何も決まっておりません。今後は各自治協との懇談の場を持ち、要望事項を精査した上で、寄与に係わる内容や金額等について話を進めていき、今後、寄与の案が纏まりましたら改めて皆様にご説明をさせていただきますので、皆様にご了解いただきたいと思います。
委員・管理会	ご質問・ご意見なし
	それでは以上をもちまして、令和 8 年度第 1 回伊賀市大山田財産区管理会を閉会させていただきます。次回の第 2 回管理会は 10 月頃を予定していますので宜しくお願いします。本日はありがとうございました。
	(了)

会議録署名者

大山田財産区管理会 会長 成瀬義之

大山田財産区管理会 委員 中川保和

大山田財産区管理会 委員 林 尚樹